

# 受益者負担金・分担金

## 負担金・分担金の額

### 区域内における負担金・分担金

処理区	金額	
総社処理区 (※各負担区の区域についてはお問い合わせください。)	第1負担区	1㎡あたり 167円
	第2負担区	1㎡あたり 430円
	第3負担区	
	第4負担区	1㎡あたり 530円
	第5負担区	1㎡あたり 230円
	第6負担区	1㎡あたり 480円
総社処理区 (市街化調整区域)	取付ます1個当たり20万円 (特例) 供用開始の告示の日から、3年以内に排水設備を公共下水道に接続し、負担金を一括納付した場合16万円	
清音処理区	1戸当たり(取付ます1箇当たり)15万円 + 土地の面積 1㎡当たり200円 ただし、一般居住用宅地(受益者本人が居住の用に供する住宅)において、算出根拠となる同一敷地の面積が400㎡を超えるときは、400㎡を超えた部分については徴収猶予とする。 なお、農地等で徴収猶予されていた土地が徴収猶予解除される場合の負担金の詳細については、お問い合わせください。	
山手処理区	1戸(取付ます1個)当たり15万円	
美袋処理区	1件(取付ます1個)当たり20万円	

### 事業計画区域外(特別使用)における分担金

処理区	金額
総社処理区	別に定めます。詳細については、お問い合わせください。
総社処理区(市街化調整区域)	取付ます1個当たり20万円
清音処理区	1戸当たり(取付ます1箇当たり)15万円 + 土地の面積 1㎡当たり200円 ただし、一般居住用住宅(受益者本人が居住の用に供する宅地)の場合、算出根拠となる土地の面積は400㎡を上限とする。
山手処理区	1戸(取付ます1個)当たり15万円

美袋処理区	1件(取付ます1個)当たり20万円
-------	-------------------

## 一括納付した場合の報奨金

負担金を最初の年度の第1期納期限までに全額一括納付すると、一括納付報奨金を交付します。(分担金はありません)

ただし、農地等徴収猶予を受けた場合は、報奨金はありません。

処 理 区	報 奨 金
総社処理区	負担金総額 × 100分の15
総社処理区(市街化調整区域)	なし。ただし特例(※)あり。
清音処理区	負担金総額 × 13.05%
山手処理区	なし
美袋処理区	なし
区域外(特別使用)	なし

※特例・・・供用開始の告示の日から、3年以内に排水設備を公共下水道に接続し、一括納付した場合、負担金(分担金)は、16万円とする。(20万円→16万円)

## 納付方法

納付方法は、一括納付と分割納付があります。分割納付については、お問い合わせください。

(一括納付)

処 理 区	賦 課 の 時 期
総社処理区	供用開始した次年度の7月末日 (徴収猶予解除の場合を除く)
総社処理区(市街化調整区域)	排水設備確認申請書を提出したとき
清音処理区	供用開始した次年度の7月末日 (徴収猶予解除の場合を除く)
清音処理区(市街化調整区域)	排水設備確認申請書を提出したとき
山手処理区	排水設備確認申請書を提出したとき
美袋処理区	排水設備確認申請書を提出したとき
区域外(特別使用)	排水設備確認申請書を提出したとき

※農地転用届出等による徴収猶予解除の時期について  
農地転用届出等のあった次年度の7月に賦課します。

●詳細については、下記まで お問い合わせください。

お問い合わせ先

下水道課下水道係

TEL 0866-92-8322